

## 「第322回判例・事例研究会」

テーマ：長時間労働による疾病発生のケースにおける損害賠償責任（会社の安全配慮義務及び取締役の任務懈怠責任）

日 時	令和元年11月20日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 廣木 康隆

### 【判例】

<b>事件の表示</b>	事件名 損害賠償請求事件 判 決 福岡地方裁判所平成30年11月30日判決(平成27年(ワ)第1442号)
<b>事案の概要</b>	原告 X (症状固定当時39歳) は、自動車販売会社 Y1 の従業員、本件店舗の店長。 Y2 は同社代表取締役。 X は、過重労働により、脳梗塞を発症、後遺障害が残存。 <u>発症前6か月間で平均約175時間の時間外労働。</u> X は、安全配慮義務違反により Y1 に、任務懈怠（会社法429条）に基づき Y2 に対して、損害賠償請求（請求額約1億5000万円）した事案。
<b>論点</b>	疾病発生の業務起因性 Y1 の安全配慮義務違反の有無 Y2 の任務懈怠責任違反の有無 損害の有無、額、 過失相殺、訴因減額
<b>結論</b>	Y1 (会社) のみならず、 <u>Y2 (代表取締役個人) についても損害賠償責任を認め、</u> 両者連帯して約9000万円の支払義務ありとされた。

<p><b>判旨</b></p>	<p>(相当因果関係について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発症前 6 か月間で平均約 175 時間、直前 1 か月間で約 150 時間の時間外労働を認定 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 発症と強い関連性を有する程度の著しい長時間労働あり</li> </ul> </li> <li>・目標不達のペナルティがなくとも、X は店長だったから、X の業務は発症の要因足りうる。</li> <li>・寒冷地で長時間屋外勤務 <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>長時間労働と発症との相当因果関係あり</li> </ul> </li> </ul> <p>(Y1 の安全配慮義務違反について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Y1 には、X に過度の負担が生じないように業務量や内容を調整する義務があり、当該義務に違反。</li> <li>・X が元取締役でも同じ。</li> </ul> <p>(Y2 の任務懈怠責任について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>Y1 の従業員は、25 名程度。</u></li> <li>・本件店舗は、本店から自動車で 5 分程度の近距離。</li> <li>・Y2 は、<u>全従業員参加の朝礼に毎朝出席。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ Y2 は、X の勤務状況について、認識していたか少なくとも極めて容易に認識しえた。</li> <li>↓</li> <li>任務懈怠責任を認定。</li> </ul> </li> </ul> <p>(損害額について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害算定の「基礎収入」について、実際の時間外労働時間（約 175 時間／月）を基準にせず、「X が 67 歳まで継続した蓋然性が高いといえる時間外労働の時間数は」「1 か月あたり 45 時間」とし、これを基礎収入とした。</li> </ul> <p>(過失相殺、訴因減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・X が基礎疾患（高血圧、高脂血症、動脈硬化）を申告していなかったことによる過失相殺の主張については、<u>「その健康にかかわる労働環境等について十分な注意を払うべき安全配慮義務を負っている」「健康診断により、Y らは X の基礎疾患の存在を認識しえた」</u>こと等から、排斥。</li> <li>・訴因減額については、2 割減で認めた。</li> </ul>
------------------	--

<b>検討</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事例判例である。</li><li>・ 業務内容及び労働時間について原告被告の主張の乖離が激しい場合に、X の元同僚の業務日誌等から業務内容について詳細な認定をし、労働時間数を認定した例として参考になる。</li><li>・ 会社のみならず（代表）取締役の個人責任（約 9000 万円）が認められた事例。</li></ul>
-----------	---